

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	2
◎県営住宅の家賃等の収納事務の委託 (住宅課)	2
◎特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務の委託 (〃)	3
◎県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料の収納事務の委託 (〃)	3
公告	
○毒物劇物取扱者試験の実施 (医事業務課)	4
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	4

告 示

高知県告示第340号
 漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。
 平成28年6月14日
 高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件

◎区画漁業権（2件）
 〔第一種区画漁業（藻類養殖）〕

1 公示番号 内区第105号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 四万十市下田四万十川左岸導流堤西側地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省1,600メートル距離標

基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省2,000メートル距離標

ア 甲から乙を見通した線から左に90度14分の線上甲から191メートルの点
 イ 甲から乙を見通した線から左に85度46分の線上甲から107メートルの点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に147度2分の線上甲から168メートルの点
 エ 甲から乙を見通した線から左に130度26分の線上甲から231メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで
 類養殖業

(3) 地元地区
 四万十市のうち間崎、津蔵淵、水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件
 なし

2 公示番号 内区第106号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 四万十市下田大島東側地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省1,600メートル距離標
 基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省2,000メートル距離標

ア 甲から乙を見通した線から左に70度12分の線上甲から541メートルの点
 イ 甲から乙を見通した線から左に63度44分の線上甲から479メートルの点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に79度28分の線上甲から386メートルの点
 エ 甲から乙を見通した線から左に84度46分の線上甲から461メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで
 類養殖業

(3) 地元地区

四万十市のうち間崎、津蔵淵、水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件
 なし

第2 漁業権の及ばない区域
 漁場の敷地が他人の所有に属する区域又は水面が他人の占有に係る区域であって、その所有者又は占有者の同意がないもの

第3 免許予定日
 平成28年10月1日

第4 漁業権の免許申請期間
 平成28年7月11日から同年8月1日まで

第5 漁業権の存続期間
 免許の日から平成30年8月31日まで
 (この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

高知県告示第341号
 吾川郡いの町越裏門の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 平成28年6月14日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称
 いの町

2 調査を行った地域及び時期
 いの町越裏門の一部
 平成27年度

3 成果の名称
 いの町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
 平成28年6月14日

高知県告示第342号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年6月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年6月14日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 石鎚公園
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

吾川郡いの町長澤字 フタマタ180番11か ら	前	8.0 }	210
吾川郡いの町長澤字 スガワセ149番1地 先まで	後	14.9 }	210
		38.0	

高知県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年6月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町伊与 野字レイケ谷2491番 19から 宿毛市小筑紫町伊与 野字レイケ谷2491番 20まで	前	2.8 }	150
	後	10.8 }	150
		53.6	

高知県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年6月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町西峰字トドロ		

1346番1から 長岡郡大豊町西峰字トドロ 4208番1まで	72	平成28年6月14 日
--------------------------------------	----	----------------

高知県告示第345号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規
定に基づき県営住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したの
で、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 委託した者の主たる事務所の所在地及び名称
高知市九反田4番10-401号
高知県住宅供給公社
- 2 委託に係る県営住宅の名称及び位置並びに委託の内容

県営住宅		委託の内容
団地名	位置	
鏡水	高知市上町四丁目	家賃及び使用料並びに 共同施設駐車場の使用 料及び保証金の収納事 務
大津	高知市大津	〃
若草町	高知市若草町	〃
若草南	高知市若草南町	〃
介良	高知市介良	〃
船岡	高知市神田	〃
小高坂三の丸	高知市平和町	〃
宇治	吾川郡いの町	〃
長浜馬場の西	高知市長浜	〃
柳ノ内	室戸市室津	家賃及び使用料、共同 施設駐車場の使用料及 び保証金並びに高知県 営住宅の設置及び管理 に関する条例（平成9

行当	室戸市元	年高知県条例第3号) 第20条第1項第3号に 掲げる費用（以下この 表において「費用」と いう。）の収納事務
土佐山田	香美市土佐山田町	〃
鏡川	高知市鴨部一丁目	〃
潮江	高知市小石木町	〃
船岡南	高知市神田	〃
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町	〃
沖田	高知市朝倉	〃
別所山	香南市赤岡町	〃
日高	高岡郡日高村	〃
元	室戸市元	〃
十津南	高知市十津五丁目	〃
春野	高知市春野町内ノ谷	〃
天神南	安芸郡奈半利町	〃
鏡野	香美市土佐山田町神 母ノ木	〃
窪川	高岡郡四万十町	〃
奈半利	安芸郡奈半利町	〃
佐喜浜	室戸市佐喜浜町	〃
蒲原	南国市岡豊町蒲原	〃

赤岡	香南市赤岡町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
安芸東	安芸市川北	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
野根	安芸郡東洋町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
横浜	高知市横浜新町二丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
田野	安芸郡田野町	〃
南国	南国市小籠二丁目	〃
中村	四万十市中村丸の内	〃
桜川	須崎市押岡	〃
吉川	香南市吉川町吉原	〃
土佐	土佐市蓮池	〃
清水	土佐清水市幸町	〃
赤岡東	香南市赤岡町	〃
十市	南国市緑ヶ丘一丁目	〃
佐川	高岡郡佐川町	〃
日高東	高岡郡日高村	〃
宿毛	宿毛市平田町	〃

宝永	安芸市宝永町	〃
中村北	四万十市安並	〃
鴨部	高知市鴨部二丁目	〃
奈半利東	安芸郡奈半利町	〃
佐賀	幡多郡黒潮町	〃
本山	長岡郡本山町	〃
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	〃
田野西	安芸郡田野町	〃
土佐南	土佐市蓮池	〃
吉川西	香南市吉川町吉原	〃
羽根	室戸市羽根町	〃
野根第二	安芸郡東洋町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
大方	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
菜生	室戸市室戸岬町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
竹島	高知市南竹島町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
朝倉	高知市朝倉本町一丁目	〃

羽根第二	室戸市羽根町	〃
八反町	高知市八反町二丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

高知県告示第346号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 委託した者の主たる事務所の所在地及び名称
高知市九反田4番10-401号
高知県住宅供給公社
- 委託に係る特定公共賃貸住宅の名称及び位置並びに委託の内容

特定公共賃貸住宅		委託の内容
団地名	位置	
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

高知県告示第347号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料（県が管理する口座に直接納付されるものに限る。）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

委託した者		委託期間
団地名	位置	
東京都港区芝浦三	ニッテレ債権回	平成28年4月1日から

丁目16番20号	収株式会社	平成29年3月31日まで
----------	-------	--------------

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、一般、農薬用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成28年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記試験 (1) 毒物及び劇物に関する法規 (2) 基礎化学 (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	平成28年8月25日（木）午後1時30分から午後3時まで	高知市永国寺町2番22号 高知県立大学永国寺キャンパス	平成28年7月11日（月）から同月22日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける（郵送による場合は、平成28年7月22日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地試験は、記述式の方法による。）	平成28年8月25日午後3時30分から午後4時まで		

2 提出書類

- (1) 受験願書（県所定の様式によること。）
- (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（発行の日から6月以内のもの。ただし日本国籍を有しない者にあつては、国籍が記載された住民票（発行の日から6月以内のものに限る。）
- (3) 写真（出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に

氏名を記載すること。）

- 3 受験手数料
10,500円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 4 願書の提出先
高知市丸ノ内一丁目2-20（郵便番号780-8570）
高知県健康政策部医事業務課
- 5 その他
詳細については、高知県健康政策部医事業務課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。
なお、願書を郵送する場合は、必ず簡易書留によること。

監 査 公 表

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年6月14日

高知県監査委員
28高行管第16号
平成28年4月25日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）
平成28年2月17日付け27高監報第14号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり通知します。

記

第1 総括において措置を求められたもの

1 財務会計事務

(1) 指摘事項

職員の財務会計に関する事務処理能力の向上に一層取り組むとともに、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の更なる強化を図り、引き続き適正な執行に努められたい。

(2) 措置状況

改善に向けて、引き続き会計検査や会計専門員による巡回指導等を通じて、職員の知識の向上やチェック機能の強化を図ります。

また、会計事務基礎研修については、総務担当職員のみならず、契約事務等の実務に携わる職員にも広く参加を呼び掛けるとともに、研修回数を増やすなどして内容の充実を図ります。

あわせて、依然、契約事務をはじめ収入事務や支出事務等で、収入調定や支出負担行為の遅延等の基本的な誤りが見られることから、昨年作成した「契約事務のチェックシート」に加え、新たに、管理職員や出納員等が、起案、決裁時点でチェックを行えるよう、本年3月に作成した「収入・支出事務のチェックシート」を各所属に配布します。

また、管理職員等の研修をはじめ各種研修で活用することなどにより職員の事務処理能力の向上、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の更なる強化を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

第2 指摘とされた機関

1 安芸土木事務所

(1) 指摘事項

平成24年度に開催された災害復旧講習会の受講料について、平成27年1月に債権者から連絡があるまで未払に気付かず、平成26年度予算で支払っていた。

(2) 原因又は理由

当該講習会の受講については、防災砂防課で参加者を決定しておりますが、受講に要する費用について、主管課である建設管理課、受講者及び支払を担当する当所属の間で連携が不十分であったため、未払が発生したものです。

(3) 措置状況

経費の支出漏れがないように、関係課及び所属内で参加する研修情報を共有するとともに、研修等について一覧表を作成し、受講料等負担金の要否のチェックを行い、進捗状況を管理するようにしました。

2 東京事務所

(1) 指摘事項

平成26年度に貸与された公務用プリペイドカードを紛失していた。

(2) 原因又は理由

公務で都営バスや東京メトロなどを利用する際は、所属から貸与されている公用Suica（無記名式）を使用していますが、紛失した職員は、日頃から公用Suicaを自己の財布や胸ポケットに入れていたことから、今回、公用Suicaの使用後、財布がポケットにしまう際に落ちてしまったものと考えています。

(3) 措置状況

まず、全職員が参加する所内会において、当該事案について職員に周知するとともに、公用Suicaや公用携帯電話を所持していることは公金を取り扱っていることと同じであるとの認識を改めて徹底しました。

また、公用Suicaについては、紛失しにくいような所持の仕方として、首からぶら下げる形式の特別通行証やネームタグに入れることなどを指示するとともに、使用す

る予定がない場合は、持ち歩かないことも確認しました。
あわせて、万が一紛失した場合の影響を極力小さくするため、紛失した際の使用停止措置や、残額を保証する再発行が可能な記名式Suicaに変更しています。

28高教政第81号
平成28年4月26日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査結果に基づく措置状況について（通知）

平成28年2月17日付け27高監報第14号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項

機関名：中村特別支援学校

(1) 指摘事項

平成27年度エレベータ保守点検業務委託において、必要な予定価格調書を作成していなかった。

(2) 原因又は理由

エレベータ保守点検業務委託2基の契約にあたり、見込み金額が100万円を超えていたため予定価格調書の作成が必要でしたが、担当者が予定価格調書の作成を省略できる範囲を錯誤していたこと、また複数職員によるチェックが十分に機能していなかったことにより、予定価格調書の作成を失念したものです。

(3) 今後の対応

現在は、高知県会計事務処理要領、高知県契約規則の施行について（依命通達）及び「契約事務のチェックシート」等を活用し、予定価格調書の作成が省略できる範囲の確認を徹底することで、再発防止を図っています。

また、会計事務実務研修等を積極的に受講することにより、職員の事務処理能力の向上に努め、関係規則や通知等に基づく適正な会計事務の執行に取り組んでいます。

併せて、他の県立学校においても同様の事例が起らないよう校長会や事務長会等の機会を捉え、組織的なチェック体制の確立について全県立学校に指導していきます。